

インフルエンザ予防接種助成事業実施要領

一般財団法人広島県職員互助会

第1 目 的

インフルエンザの罹患防止及び重症化の抑制を図るため、一般財団法人広島県職員互助会の会員に対する福利厚生事業として、インフルエンザの予防接種を受けた会員に対し、その費用の一部を助成する。

第2 対象期間及び対象者

事業年度内（実施対象期間は、その都度決定し通知する。）にインフルエンザの予防接種を受けた会員とする。（会員本人のみを対象とし、家族は対象外とする。）

第3 助成金

会員に交付する助成金は、ワクチン接種料の4分の3（10円未満の端数を切捨て）とし、助成対象回数は1回とする。

第4 予防接種の手続

会員は、予防接種実施医療機関に予約の上、医師の指示に従ってインフルエンザワクチンの接種を受けるものとする。

第5 助成金の請求

会員が助成金を受けようとするときは、インフルエンザの予防接種を受けた後、インフルエンザ予防接種助成金請求書に領収書を添付し、理事長に対し請求するものとする。

第6 助成金の決定及び支給

理事長は、第5による助成金の請求があったときは、その内容を審査の上、助成金額を決定し、支給するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。